



岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

ロシアにおける立憲主義の確立と地方自治制度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2008-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹森, 正孝 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/74

はしがき

本報告は、平成7～8年度科学研究費補助金（一般研究（C））「ロシア新憲法の原理と体系」、平成10～11年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））「ロシアにおける立憲主義の生成と憲法裁判」に引き続く、「ロシアにおける立憲主義の確立と地方自治制度」と題する平成13～14年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））の研究成果報告書である。1993年のロシア憲法制定とそれに続くところの立憲主義の確立をめざす過程を一連のテーマの設定の下に継続的課題として取り組んでいる研究成果の中間報告でもある。

ロシアの地方自治に焦点をあてたのは、①集権的な社会主義体制の後に登場した「地方自治」そのものに、ロシアの脱社会主義の特徴のひとつをみることができると想定されたこと、②国際的に「地方・地域の時代」とされる中、ヨーロッパ地方自治憲章とも連動した形でロシアの「地方自治」が導入されたこと、③ロシアの立憲主義の確立をめぐる政治的な争点のひとつに「地方自治」問題があることなどを意識したからである。

93年憲法制定後の90年代ロシアは、総体として西欧近代に発する立憲主義を、その現代型変容の段階を迎えた20世紀末に、脱ソビエト化の課題と連動させつつ追い求め、試行錯誤を繰り返した時代と総括することができる。地方自治についても国際的に「地方の時代」に直面する時期にその導入がなされたのであるが、地方自治をめぐる立憲主義の確立を曲がりなりにも促進させたのは、①国際関係、とりわけ条約（ヨーロッパ地方自治憲章、ヨーロッパ人権条約）、②議会の立法機能の「向上」、③大統領令による「確立」への加速化措置、④憲法裁判所等の判例の蓄積、といった契機だということができる。

現状を見るかぎり、ロシアでは、わが国でも最近しばしば論じられる地域社会の「内発的発展」論を論ずる段階には未だない。しかし、核廃棄物処理施設問題などで住民投票がNOの結論を突きつけているという新たな動きが刺激となって、自治の内実が成熟していくことも期待しうる状況にはなっている。現在、連邦制改革とも絡んで、ロシアの地方自治法の全面改定の作業が進んでいる。報告書に95年の「地方自治法」（地方自治の組織の一般原則に関する連邦法律）を資料として添付したのもこの改正作業の今後に大いに関心を寄せているからである。その帰趨はなお不透明であるが、集権と分権の緊張を孕んだ論議が、これまでの経緯を踏まえ、前進的に進むことが期待される場所である。

現代の立憲主義は、分権化、「補完性原理」を軸においた地方自治の発展をも包含するはずのものであり、本研究を通して、ロシアの地方自治の展開が、立憲主義そのものの確立にも大きな前進的作用を及ぼす可能性を確認することができた。

この間、「社会体制と法」研究会の会誌に発表した論文（本報告書の第2章）、ロシア法研究者の共同作業として刊行を準備した『現代ロシア法』の分担テーマ「大統領・政府・議会」（同、第3章）など、地方自治制度とは直接にかかわらない仕事も行い、ロシアの立憲主義の「確立」をめぐる現状の解明にも取り組んできた。このことは、本報告書が課題とした「立憲主義と地方自治」の関連性を明らかにするうえでも大いに意味のあるところであった。これをステップに、継続してこの課題を追いかけたいと考えている。